

ストップ! 不法投棄は犯罪です

一部の心ない人による、山林、道路、空き地など、人目に付かない場所へのごみの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄されたごみを放置することは、地域の景観を損なうばかりか、新たな不法投棄の誘発や環境汚染などの原因となってしまうます。

ごみの不法投棄は、法律に違反した犯罪行為で、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金となります。

町では監視パトロールや立看板の設置など未然防止に努めていますが、不法投棄の現場を発見した場合は、役場町民課 (TEL 83-1406) または伊達警察署 (TEL 22-0110) へ通報してください。



ふんの処理は飼い主の義務

無責任な飼い主により、歩道、公園、グラウンドなどが犬や猫のふんで汚れて、迷惑している人が大勢います。

ふんの処理をしないで放置した場合は、軽犯罪法の違反や廃棄物処理法違反となり、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金となります。

散歩時には、ふんの処理を確実に行うようにしましょう。



問 町民課 町民係 ☎ 83-1406

施設より夏の利用時間のご案内

豊浦海浜公園

海水浴期間 のお知らせ



プレオープン

7/15(土)・16(日)・17(月)

期間 7/22(土)~8/20(日)

時間 午前 10 時~午後 4 時

しおさい
天然豊浦温泉 Spa SHIOSAI

夏季営業時間延長のお知らせ



期間 7/22(土)~8/20(日)

時間 午前 10 時~午後 10 時
(最終入館午後 9 時 30 分)